

## 〇〇太陽光発電事業に関する協定書（案）

多久市長 横尾俊彦（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

### （事業の実施）

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類 太陽光発電事業（太陽光発電施設の設置と管理）

事業地 〇〇ほか〇〇筆

事業面積 〇〇平方メートル

事業規模 〇〇kw

規定対象期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日（協定締結の日）から事業の終了後、乙の撤退まで

### （乙の責務）

第2条 乙は、事業の実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

### （甲、乙の協力）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

### （着手及び工事の完了）

第4条 乙は、第1条に掲げる事業に着手しようとするときは、甲に対して事業に着手する旨文書をもって伝えるものとする。

2 乙は、前項による工事が完了したときは、速やかに甲に対して工事が完了した旨文書をもって伝えるものとする。

### （事業の変更）

第5条 乙は、第1条に掲げる事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

### （事業の終了）

第6条 乙は、第1条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

### （協定の存続）

第7条 第1条の事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

### （疑義等の処理）

第8条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

(立会人)

第9条 立会人は、この協定の締結及び内容について承知するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、記名押印の上各自1通所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 多久市長 横尾俊彦 印

乙 住所  
事業者名  
職氏名 印

別紙 (平成〇〇年〇〇月〇〇日確認)

(以下、甲乙間で取り決めの内容)

**【太陽光発電事業を終了する場合の取扱い】**

- 乙が事業終了する場合は、太陽光発電設備を含む設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正、かつ、速やかに行うこと。